

別記  
第1号様式（第6条関係）

令和8年●月●日

高知県知事 濱田 省司 様

申請書の提出日を記入  
してください。

所在地 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
商号又は名称 ABCタクシー有限会社  
代表者職氏名 代表取締役 高知 太郎  
生年月日 昭和45年7月20日

令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金交付申請書

高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

今回の募集（令和8年4月1日～  
5月13日）では申請対象外です

- 1 事業区分（該当事業の□欄に印を付してください）  
 タクシー車両導入事業  
 普通自動車第二種免許取得支援事業

「5 収支予算」の「(1)  
収入」の「県補助金」欄と  
同額を記入してください

- 2 補助申請額 金 1,600,000 円  
3 事業完了予定年月日 令和9年2月28日

納車予定日か支払予定日のいずれか遅い日付を記載してください。  
※現時点で不明な場合は令和9年3月10日としてください。

- 4 振込先

金融機関名	ABC銀行	店舗名	高知支店
預金種別	普通・当座	口座番号	1112222
口座名義人(カナ)	エービィーシータクシーユウゲンカアイシャ ダイヒョウトリシマリヤク コウチタロウ		

## 5 添付書類

運輸支局が発行する証明書類  
の写しの添付でも可能です

### 【共通】

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し
  - (2) 国庫補助金の交付決定通知書の写し（国庫補助金を受ける場合に限る）  
※交付決定されていない場合は、国庫補助金の交付申請書の写し等
  - (3) 本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）  
※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。  
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証被保険者資格証明書の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証被保険者資格証明書の写し等。
- (注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者番号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

原則、「県税の滞納がないことを証する証明書」（納税証明書）を提出してください。  
※発行日から3ヵ月以内のものを提出してください  
※写しの提出で結構です。  
※最寄りの県税事務所で取得できます。

### 【タクシー車両導入事業】

- (1) 導入予定車両の見積書の写し
- (2) 代替前の車両の自動車検査証の写し（代替の場合に限る）
- (3) 地域公共交通の維持・確保において当該車両の必要性に関する市町村長の意見書（様式自由）

(3) の添付は不要です

### 【普通自動車第二種免許取得支援事業】

- (1) 見積書等教習受講に係る費用が確認できる書類
- (2) 補助対象経費の支払い領収書類の写し
- (3) 補助対象従業員を雇用していることを証する書類
- (4) 補助対象従業員の運転免許証の写し
- (5) 乗務員台帳の写し

担当者職氏名：総務部長 高知 次郎

電話番号：088-XXXX-XXXX

FAX 番号：088-XXXX-△△△△

Eメール：abctaxi-kochi@◇◇◇◇.co.jp

5 収支予算

(1) 収入 (単位: 円)

区 分	収 入 額	備 考
県 補 助 金	1,600,000	補助率は 1/2 (※千円未満は切り捨て) ※上限額は 160 万円です
国 補 助 金	0	
自 己 資 金	1,750,000	
計	3,350,000	

(2) 支出 (単位: 円)

事業区分	補助事業に要する経費	内 訳
1 タクシー車 両導入事業	3,350,000	車両本体価格 3,350,000
2 普通自動車 第二種免許取得 支援事業	0	
計	3,350,000	

消費税抜きの金額を記載してください。  
※消費税は補助対象外です。

6 事業内容

(1) タクシー車両導入事業

①導入車両数 1台

今回の募集（令和8年4月1日～5月13日）は  
1事業者あたり1台までです。

②導入車両を配置する営業所・所在市町村

営業所名 伊野駅前（いの市・町・村）

③車両導入の理由 代替 増車

【代替の場合】

代替前の車両の使用年数 満8年5カ月  
（初度登録からの経過年数）

満8年以上の場合が補助  
対象です

【増車の場合】

増車前の事業用自動車の数（営業所全体） 台  
増車後の事業用自動車の数（営業所全体） 台

④導入車両の新車・中古車の別 新車 中古車

【中古車の場合】

導入予定車両の使用年数 満4年9カ月  
（初度登録からの経過年数）

満5年未満の場合が補助  
対象です

導入予定車両の累積走行距離 254,328 km

300,000 km未満の場合が  
補助対象です

(2) 普通自動車第二種免許取得支援事業

①補助金を活用する普通自動車第二種免許取得者数 人